

消費者教育推進地区便り

第7号 2016.10

南部学区の皆さま、こんにちは。静岡市市民局生活安心安全課消費生活センターです。

7月1日から8月3日にかけて平成28年度第2回目の戸別訪問をさせていただきました。今回は消費者教育推進員の那須野が、皆様の消費者被害の体験をお聞きするとともに、「新しいタイプのSF商法」への注意喚起や「通話録音装置等購入費補助金制度」についてお話しさせていただきました。お忙しい中、お時間をいただきありがとうございます。

皆様の声をご紹介します。

携帯電話に、「ひさしぶり、元気？」というメールが来たので、友達だと思って返信してしまった。その後、架空請求のメールがきた。



差出人が不明なメールには注意しましょう。**返信するとあなたのメールアドレスが有効であることを相手に教えること**になります。

以前、一人暮らしの母が、断り切れずに太陽光温水器を取り付けた。年1回掃除が必要だと言われ、毎年17,000円支払っていた。

さらに、点検に来た際に修理が必要だと言われ、自分で屋根に登って点検するわけにもいかないの
で、何回か言われるままに修理費を支払った。



屋根や床下など自分で確認することが困難な場所の点検は業者のいいなりにがちです。**信頼できる業者に頼むことが大切です。訪問販売で契約した場合は8日以内なら、工事が済んでいてもクーリング・オフできる場合があります。**

「あなたの名前が悪質業者に出回っているから名簿から消してあげる」という電話が来たことがある。

一度流出した個人情報を消すことはできません。**“あなたの個人情報を消してあげる”はお金を支払わせる詐欺**です。

訪問購入の業者から電話で、「いない靴はないか。穴が開いていなければ買い取る」と言われたので家に来てもらった。家に業者を入れたくなかったので、靴を外に出しておいたが、「お金を扱うので中に入れてくれ」と言って家の中に入ってきた。実際は貴金属の買い取りが目当て

訪問購入では、**不意打ちの訪問、目的の物以外の買い取りは禁止**されており、クーリング・オフ期間中は事業者への物品の引き渡しを拒むことができます。



であったようで「靴は会社に聞いたら買い取り出来ないタイプのものだからだめだ」「貴金属なら買い取る、何かあるでしょう」と言われた。あまりにしつこく言われたので根負けして売ってしまった。

高齢者を消費者被害から守るために、悪質業者からの電話を受けにくくする効果がある**通話録音装置、着信拒否装置等の購入に補助金を交付**します。第2回目の申請受付が**11月7日(月)**から始まります。

夫が電話に出ると無言で切れることが何回かあった。



Cool choice(=賢い選択)って何?!



みんなで目指そう! 『消費者市民社会』

「COOL CHOICE」とは、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成に向けて、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策のための、あらゆる「賢い選択」をしていこうという国民運動です。

ここ100年で日本の平均気温は約1℃上がりました。地球は今、危機的な状況にあります。これ以上温度が上がると、地球は回復できない傷を負う可能性があると言われてしています。

温暖化が進むと・・・

- ・「猛暑」や「冷夏」、「洪水」、「干ばつ」などの異常気象が増えます。
台風や集中豪雨が増えるところもあれば、乾燥が進むところもあります。
- ・害虫の被害など、農産物の収穫にも大きく影響します。
日本ではおいしいお米がとれなくなり、温州みかんを栽培する場所がなくなります。
- ・海面が上昇し、数多くの島が海中に沈んだり、砂浜が減少します。 など

エコカーやエコ家電にしてくれるとうれしいな。

マイカーより公共交通機関を利用して。

再利用やリサイクル推進。

日々の節電、節水をお願いします。

CO₂

昨年度、南部学区の組長の方を対象に実施したアンケートでは、「野菜や魚などは、できるだけ地元でとれたものを購入する」が56%、「誰も見ていない時はテレビを消すなど、省エネに取り組む」は67%の方が実行していると答えてくださいました!

美しい地球を後世に残していけるよう自分ができることから「COOL CHOICE」を実践しましょう。

お知らせ : 消費生活展・計量展開催

テーマ: 伝えよう 生活の知恵 ~安心安全な社会へ~

日時: 10月8日(土)・9日(日) 10時~15時

場所: 青葉シンボルロード

内容: 消費生活や計量に関するパネル展示、クイズ、体験等

大人から子供まで楽しく学べるイベントです。来てね!

消費者教育推進地区「南部学区」 消費者教育推進員の戸別訪問計画

消費者教育推進員的那須野が、今年度第3回目の戸別訪問を下記の日程で行わせていただきますのでよろしくお願いします。

なお、天候等により訪問日が前後することもあります。ご了承ください。

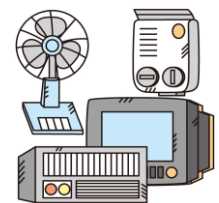
	期 間	町内会名
第 3 回	10/3(月)、4(火)、5(水)	南八幡町1区
		南八幡町2区
	10/7(金)、11(火)、12(水)	中田三・四丁目
	10/14(金)、17(月)、18(火)	石田一丁目
	10/19(水)、21(金)、24(月)	石田中
	10/25(火)、26(水)、28(金)	登呂六丁目
	10/31(月)、11/1(火)、2(水)	登呂本町

《くらしの安全》 リコール情報、気にかけてますか？

リコールとは設計・製造上の過失によって製品に欠陥があることがわかった場合、あるいは製品事故が発生した場合に、いち早く消費者にその情報を知らせ、使用の中止を呼びかけるなどして、危害の発生や拡大の防止をはかる措置をとることです。

過去にはリコール情報が伝わらずに使用を続けたことにより、火災などの重大事故も発生しています。リコール情報は新聞、テレビ、ラジオの報道や、新聞・雑誌の社告や事業者のホームページ、事業者からのダイレクトメール、店頭ポスターの

ほか、消費者庁や国民生活センターのウェブサイトなど様々な方法で知ることができます。



同じ名前の製品でも製造年によっては対象外になる場合があります。製造年も確認しましょう。

[例]

	【製造年の表示位置】	【対象製品の製造年】	(1987年製から1995年製の製品には製造年表示がありません。)
	△△年製	2000年製 〇〇年製 ? 1996年製 96年製※ 及び 製造年表示のないもの	↑
※ファンヒーターについては94年製以降製造年表示があります。			

リコール対象製品だとわかった場合は、直ちに使用を中止し、事業者に連絡しましょう。

お試しのつもりが定期購入に?!

通信販売で「お試し価格」「初回無料」などをうたった広告を見て、健康食品、化粧品などを購入したところ、実は定期購入契約だったというトラブルが、増加傾向にあります。

定期購入をめぐるトラブルでは、消費者が自分から停止の手続きをしないと自動で定期購入へ切り替わってしまうという相談のほか、消費者は「お試し」「1回だけ」のつもりで申し込んだのに、実際は定期購入契約になっていて、最低購入回数が決められ、中途ではやめられないという相談が多く寄せられています。また、解約を申し出ようとしたところ

「事業者へ電話が繋がらない」「初回のお試し価格を支払えばよいと思っていたのに、事業者から初回のみのお試しの場合は通常価格での購入となると言われた」という相談もみられます。



通信販売には、クーリング・オフ制度は適用されません。

注文するときは、返品や交換ができるかどうか、できる場合の条件や、定期購入になっていないかなどの契約条件をよく確認しましょう。トラブルになったら消費生活センターにご相談ください。

ミニ講座<<消費者力をつけましょう>>

「SF商法」とは、特設会場等に消費者を集め、日用品を無料で配るなどして気分を高揚させ、冷静な判断が出来ない状態で、商品を購入させてしまう商法です。しかし、最近では次のような手口も見られるようになりました。

SF商法の
次々販売・過量販売

数か月以上、長期にわたって販売会を開催し、

- ①粗品配布や特売品などで会場に人を集める
- ②会員制と称して、住所・氏名・電話番号などを記入させる
- ③楽しい話や健康に関する講話等を聞かせる
- ④親切な対応で信頼関係を作り出す
- ⑤高額な商品を次々に販売する



- ・親切にされるうちに業者と顧客以上の信頼関係があるかのように錯覚させられ、**高額な商品を買わされても被害にあっているという認識がない。**
- ・長期に会場に通い続ける中で、商品を次々に購入するため**契約金額が高額**になる。

クーリング・オフできる場合があります。トラブルになったら消費生活センターにご相談ください。

アド
バイ
ス

- ・安易に会場に近づかない方がよいでしょう
- ・個人情報を安易に記入しないようにしましょう
- ・勧められても不要な商品の購入はきっぱり断りましょう
- ・大切な老後の資金を取り崩してまで購入が必要かよく考えましょう

発行 静岡市市民局生活安心安全課 消費生活センター

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
消費生活に関する相談は、054-221-1056 まで
(専門の相談員による相談時間：平日 9時～16時)
くらしの出張教室などの申込みは、054-221-1054 まで

商品の購入や契約で
トラブルになったら
消費生活センターに
ご相談下さい。